羽島市議会議員豊島保夫氏の「岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」 呼称使用について(これまでの経緯)

令和5年4月23日執行された羽島市議会議員選挙にあたり、市選挙管理委員会が発行した選挙公報に誤った事実を記載した件について、政治倫理審査会で審査され、令和5年6月23日付「政治倫理審査会審査結果通知」において、政治倫理に反する事実があると認め、羽島市議会議員政治倫理要綱の遵守を求められた。

しかし、令和5年7月11日羽島市ホームページで公開された令和5年6月6日付け審査結果報告書の問答記録において、事実とは異なる内容があったため、これまでの経緯と法人の見解を参考資料とともに公表する。

~ これまでの経緯 ~

平成22年3月頃

当時坂丸区副区長であった豊島氏より、「市役所退職を期に、NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会の入会とともに活動に積極的に参加したい。」「そのため何か NPO 法人の役職をもらえないか?」との申し出があった。

平成 22 年 3 月 28 日

NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会の役員会において、坂丸地区の当法人福祉施設の総称である「かみなり村」の統括管理者が名乗っていた「かみなり村村長」という愛称の使用を、豊島氏にも認めた。

※「かみなり村村長」は NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会に おける役職ではない。

平成 23 年 4 月 17 日 (選挙告示日)

羽島市議会議員選挙の選挙公報において、「NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィール欄に記載があるのを確認し、この愛称を選挙活動に使用することは、事前に何の相談もなかったが、豊島氏は、坂丸地内の住民であり副区長の役職を考慮し、穏便に済ませたいとの思いから、今回のみの使用ととらえ、黙認した。

平成 27 年 4 月 19 日 (選挙告示日)

羽島市議会議員選挙の選挙公報において、前回同様に「NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィー ル欄に記載があるのを確認し、今回も事前に何の相談なかった が特別に当 NPO 法人の運営に支障がなかったため、前回と同様 黙認した。

平成 31 年 4 月 14 日 (選挙告示日) 年

当法人は、平成26年11月社会福祉法人に認可され、平成27年度内にNP0法人から社会福祉法人に順次事業が移管され、通称「かみなり村」の全事業も社会福祉法人運営となったため、

「NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」のプロフィール使用はないものと認識していた。

羽島市議会議員選挙の選挙公報において、前回とは異なり「NPO法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」から「岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィール欄に記載があるのを確認。選挙後、呼称記載について「選挙違反ではないか?」と羽島市に確認した。

後日、川合が毎月 2 回早朝立ち会っている坂丸地区ビンカン 不燃物回収時、豊島氏が来た際に「法人が (NPO から社福に) 変わったため、かみなり村村長という呼称使用に法人の同意 がなく、今後の使用は控えていただきたい。」というようなこ とを直接伝えた。

令和 5 年 4 月 16 日 (選挙告示日) 羽島市議会議員選挙の選挙公報において、これまでと同様に「岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィール欄に記載があるのを確認したため、羽島市選挙管理委員会に今回の告示におけるプロフィールの掲載内容について確認を求めた。

※かみなり村村長は、社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会 の役職ではない。

令和5年6月6日

羽島市議会議員政治倫理審査会開催 ※令和5年7月11日 羽島市ホームページにて公表

令和5年6月13日

『「岐阜羽島ボランティア協会」「かみなり村村長」呼称使用 について』の通知文書を特定記録郵便にて発送(6月14日着)

令和5年7月18日

「羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について」の 通知文書を特定記録郵便にて発送(7月〇日着)